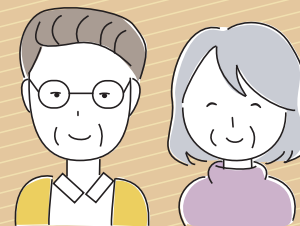


「親族後見」に関するお手伝いをしています！

「成年後見制度」とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方を対象とし、その方の権利を守る支援者を選ぶことで法的に保護し、支援する仕組みです。あんしんサポートあらかわでは、成年後見制度を利用することが必要な方について、その方の支援者を親族が務めて支援する「親族後見」に関するお手伝いをしています。



成年後見人は何をする人なの？

成年後見制度には、判断能力が不十分な状態にある方を対象とした「法定後見制度」と、将来、判断能力が不十分になったときに備える「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見制度では、その方の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けられ、それぞれの支援者を「補助人」「保佐人」「成年後見人」と呼びます。ここでは、これらを総称して「成年後見人等」と言います。

成年後見人等は、成年後見制度の利用が必要な方(以下「ご本人」と言います)の法律上の支援者となり、預貯金の払い戻しや口座解約、介護サービスなどの利用、入院など各種手続き、不動産の売買や財産の取引などの契約といった行為を、ご本人の権利を守るためにを行います。

成年後見人等にはどのような人が選ばれるの？

家庭裁判所が、ご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。支援者には親族が最も適任だと家庭裁判所が判断した場合は、親族が選任されます。ご本人に法律上または生活面での課題がある、ご本人の財産管理が複雑困難であるなどの事情が判明している場合には、弁護士や司法書士、社会福祉士など、専門的な知識を持っている専門職が選任されることがあります。そして、成年後見人等に選任された方は、次のようなことをします。

- ① 成年後見人等として、ご本人へどのような支援をするか計画を立てます。
- ② ご本人の希望などを聞いて、必要な手続きを行います。
- ③ お金のトラブルからご本人を守ります。
- ④ ご本人の生活の様子を家庭裁判所に報告します。

これから親や子の成年後見人等になろうと考えている方へ

成年後見人等になるためには、まずは、成年後見制度のことをよく知る必要があります。

あんしんサポートあらかわでは、成年後見制度について基礎的なことを知りたい方に向けた説明会のほか、制度の利用を具体的に考えている方に向けた司法書士による相談会を行っています。

● 成年後見制度説明会基礎編

毎月第1水曜日(祝日の場合は第2水曜日)
午後1時30分～(1時間程度)

● 司法書士による成年後見制度説明会(法定・任意後見編)

法定後見編：7、10、1月の第3水曜日
午後1時30分～(1時間程度)
任意後見編：9、12、3月の第3水曜日
午後1時30分～(1時間程度)

● 司法書士相談会

毎月第2・4火曜日 午後2時00分～午後4時00分

親や子の成年後見人等になったけど、どうしていいかわからない

成年後見人等になると、支援の計画づくりや金融機関等での手続き代行、家庭裁判所への報告など、様々な行為が求められます。

あんしんサポートあらかわでは、親族が成年後見人等を務める上で必要なことを知る機会として、司法書士による説明会や相談会を行っています。

● 司法書士による成年後見制度説明会(親族後見編)

8、11、2月の第3水曜日 午後1時30分～(1時間程度)

● 司法書士相談会

毎月第2・4火曜日
午後2時00分～
午後4時00分



☆この他にも、成年後見制度に関するご相談がありましたら、あんしんサポートあらかわまでお問い合わせください☆

成年後見センターあんしんサポートあらかわ 電話：03-3802-3396

ひらりちゃんと いっしょ

荒川区社会福祉協議会の事業を
ひらりちゃんがレポートします！

あくあくらりね



第6回
あんしんサポート
あらかわ
ってどんなところ？

「成年後見センター あんしんサポートあらかわ」は、主に2つのことをしています。

①成年後見制度

物事を判断する能力が十分でない方の権利を守る「成年後見制度」の周知や相談を受けています。



成年後見センター
あんしんサポートあらかわ
圓山センター長

②福祉サービス利用援助 (地域福祉権利擁護事業)

ご高齢の方や障がいのある方が、住み慣れた地域でご自身の意思や希望に沿った生活ができるよう相談・支援を行っています。



相続のことを相談したい…

将来の生活が心配…

物忘れが多くなって家賃の支払いを忘れてしまう…

などなど

お気軽にご相談ください

らりね

